島 刑 企 甲 第 1 4 4 号 島 総 甲 第 6 5 号 島 生 企 甲 第 3 8 号 島 交 指 甲 第 1 0 5 号 島 公 甲 第 7 1 号 令 和 2 年 3 月 4 日 保存期間 5 年

関係所属長殿

島根県警察本部長

島根県警察取調べ適正化施策推進委員会の設置について(通達)

取調べ適正化については、平成20年に「警察捜査における取調べの適正化指針」 が示されたことに伴い、島根県警察取調べ適正化施策推進委員会を設置し、その推進 状況を把握し、必要な調整を行ってきたところである。

昨年6月以降、取調べの録音・録画制度の義務化に伴い、取調べの不実施事例の絶無を含め、今後も推進状況を把握し、必要な調整等を行う必要があるので、令和2年4月1日付けで、島根県警察取調べ適正化施策推進委員会に、島根県警察取調べの録音・録画推進対策委員会を吸収し、構成員の見直しを図り、更なる強化を図ることとしたので、関係所属においては、実効の上がるよう特段の配意をされたい。

島根県警察取調べの録音・録画推進対策委員会の設置について(平成26年10月2日島刑企甲第942号ほか本部長通達)は、同日付けをもって廃止する。

記

1 任務

委員会は、取調べの適正化を推進する上で、必要な事項について、企画、立案を 行うとともに、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

- (1) 適正な取調べに関すること
- (2) 取調べに対する監督に関すること
- (3) 取調べの録音・録画に関すること
- (4) 捜査員の意識向上に関すること
- 2 委員会の構成

委員会は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- (1) 委員長
 - 警察本部長
- (2) 副委員長 警務部長及び刑事部長
- (3) 委員

生活安全部長、交通部長、警備部長、警察学校長及び首席監察官

3 委員会の運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その議事を主宰する。
- (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、委員会への出席を求めることができる。
- (4) その他委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

4 幹事会

- (1) 委員会に幹事会を置く。
- (2) 刑事部長を幹事長、刑事企画課長及び総務課長を副幹事長とし、幹事は次表に定める者で構成する。

生活安全部		产部	生活安全企画課長、地域課長、少年女性対策課長、サイバー犯罪
			対策課長
刑	事	部	捜査第一課長、捜査第二課長、組織犯罪対策課長
交	通	部	交通指導課長
警	備	部	公安課長、外事課長

- (3) 幹事会の運営に関する事項は、委員会の運営について準用する。
- (4) 幹事長は、幹事会の会議の結果について、委員会に報告しなければならない。

5 ワーキンググループ

- (1) 幹事会の下にワーキンググループを置く。
- (2) 刑事企画課長をグループリーダー、刑事企画課刑事司法対応管理官、総務課取調べ監督室長をサブリーダーとし、グループ員は、副幹事長及び幹事の所属の補佐等1名を持って充てる。
- (3) グループリーダーは、必要があると認めるときは、グループ員以外の者に対し、ワーキンググループへの出席を求めることができる。
- 6 委員会の事務局は、刑事企画課及び総務課に置き、事務を共同で処理する。

以上